

添付資料 9 塵芥収集について

塵芥収集について

区 分	ごみの種類	保管場所	館内収集業務			搬出運搬処分		
			指定管理	県	市	指定管理	県	市
可燃ごみ	紙くず 板くず プラスチック (柔らかいもの) 台所ゴミ 等	塵芥室	◎●○			◎●		○
不燃ごみ	ガラス プラスチックごみ (硬質のもの) 陶磁器 等	塵芥室	◎●○			◎●		○
資源物	新聞紙 段ボール・雑紙 ビン・カン ペットボトル 古繊維 等	塵芥室	◎●○			◎●		○
有害・危険ごみ	乾電池 電球・蛍光管 スプレー缶 等	塵芥室	◎●○			◎●		○
粗大ごみ (一編が50cm～ 2m未満のもの)	石油ストーブ じゅうたん 自転車 等	塵芥室	◎●○			◎●		○
その他	溶解処理文書	庁舎倉庫	×	●	○	◎●		○

凡例：◎は県・市施設共用部から排出されるもの

●は県施設から排出されるもの

○は市施設から排出されるもの

搬出運搬処分条件

- ・県施設排出の廃棄物については、指定管理者が費用を負担し処分を行う。
- ・市施設排出の廃棄物については、川越市収集管理課にて定期的に搬出する。
- ・県・市施設共用部搬出の廃棄物については、指定管理者が費用を負担し処分を行うが、費用の算出については添付資料 10 を参照。
- ・文化芸術振興施設、多目的ホール等の催事において排出される塵芥及び再生利用対象物は、催事主催者の責任・費用負担により処分させる。
- ・市施設の喫茶室から搬出される廃棄物の処分及び館内収集業務については、指定管理業務に含めない。

想定発生量

- ・県・市とも、30t/年程度の発生を想定している。

廃棄物の区分

- ・本表の廃棄物の区分は、平成 25 年 8 月現在のものである。